公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団 2022 年度派遣留学奨学生募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団(以下、「財団」という。)は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉学の場や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化 を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学プログラム

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの間に開始される、6 ヶ月又は 1 学期以上の大学間又は部局間協定に基づく語学研修を含まない留学プログラム。ただし、文系学部の学生においては、協定の内容として以下のいずれかが含まれる留学プログラムに限ります。

- ・在籍大学において単位が認定される旨(後に単位を互換するかは問いません)
- ・留学先大学への授業料を支払う必要がない旨

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する者で、下記条件を全て満たす者。

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2022年4月時点において日本国内の大学に所属していること。
- ③ 留学開始時点において大学2年生以上の学部生であること。

※大学院に在籍する方はご応募頂けません。

- ④ 2022年4月1日時点で35歳以下であること。
- ⑤ 日本国籍を有していること。
- ⑥ 学内選考がある留学プログラムへの応募であること。
- ⑦ 財団の奨学金の受給歴がないこと、また過年度の内定資格を保持していないこと。
- ⑧ 支援の対象が1つのプログラムのみであること
- ⑨ 留学プログラムに語学研修を含んでおらず、また、語学研修目的の留学ではないこと。※プログラム参加目的が専門分野の履修であればセメスター内の語学履修は問題としない。
- ⑩ 専門職大学院への留学でないこと。
- ⑪ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から留学に関する奨学金を受給していないこ

- と。ただし、渡航費の補助については除きます。なお、他団体への併願は認めます。
- ※留学に関する奨学金以外については併給可能とします。(大学からの奨学金も同様です)
- ※渡航費とは、往復航空券(エコノミークラスに限る)、燃油サーチャージ、航空保険料、 国内空港施設料、海外諸税、海外傷害(旅行)保険、査証及び旅券の取得手続に要す る諸費用、健康診断料・予防接種含み、その他財団が認める費用のことを指します。
- ② 在籍する大学での単位システムに換算してセメスターあたり6単位以上に相当する時間の 学習計画を立てていること。
- ⑬ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。
- ⑭ 以下に掲げる学力基準及び語学力基準に該当すること。

		文系学部	理系学部
学力基準	在籍する大学における成績係数(GPA)が <u>3 点満点</u> としたとき 2.5 以上であること		
	(※係数の算出については、学校独自の基準で結構です。)		
	I.留学先大学での主たる使用言語が英語である場合、		
語学力基準	次のいずれかに該当すること。		
	TOEFL PBT/ITP	500 以上	435 以上
	TOEFL iBT	70 以上	41 以上
	IELTS	5.5 以上	5.0 以上
	TOEIC	820 以上	650 以上
	Ⅱ.留学先大学での主たる使用言語が英語以外である場合、		
	次のいずれかに該当すること。		
	中国語	HSK5 級 180 点以上	HSK5 級 180 点以上
	ヨーロッパ言語参照枠	A2 以上	A2以上
	(CEFR)		
	その他の言語	留学先の使用言語の上記基準と同等程度の語学資格証明書	
		及び使用言語に関する専門家(語学担当教授、大学での語	
		学講師等)の証明書(留学先大学で使用する語学能力が上	
		記基準と同等程度と認められる証明)を提出することがで	
		きる者。	

4. 奨学金

- ① 支給額 月額15万円
- ② 支給期間 原則 12 ヶ月以内で在籍する大学の留学担当課が認定する期間とします。 ただし、留学開始月及び留学終了月の留学日数が 15 日未満になる場合は、当 該月の支援金を支給致しません。
- ③ 支給方法 支給は 2 ヶ月に一度とし、偶数月の末日に翌2ヶ月間で支給すべき額を日本 国内金融機関の留学奨学生の指定する口座に振込みます。

5. 年間募集人数

500名

6. 募集期間(大学→財団)

第一回募集 対象: 2022 年 4 月~2022 年 11 月渡航予定の方 ※採用予定数: 400 名 2022 年 1 月 3 日 (月) ~2022 年 1 月 31 日 (月) (消印有効)

第二回募集 対象: 2022 年 12 月~2023 年 4 月渡航予定の方 ※採用予定数: 100 名 2022 年 7 月 4 日(月)~2022 年 8 月 3 日(水)(消印有効)

※学生の皆様の締切日は、上記と異なります。

在籍する大学(部局・留学担当課等)へご確認ください。

7. 応募方法

応募者は、在籍する大学(部局・留学担当課等)へ応募書類を在籍大学指定の募集期間内に提出すること。学生個人から財団への直接申請は受理できかねますのでご了承ください。

書類は全て A4 サイズ、片面印刷としてください。それ以外は受付致しません。

提出形式につきましては在籍大学へご確認ください。

- ①申請書 ※所定様式あり
- ②誓約書 ※所定様式あり
- ③指導教員推薦書 ※厳封 ※所定様式あり
- ④在籍証明書
- ⑤学業成績証明書
 - ※編入生の方は編入前の成績証明書もあわせて提出してください。
- ⑥現在履修中の授業科目がわかる書類(A4用紙サイズ1枚でお願いします。なお、大学の証明印等は不要です)
- ⑦語学能力を証明する資料の写し

- ⑧ボランティア参加経験のある方はその証明書の写し(証明書の発行は任意なので、発行出来なくても問題ございません)
- ⑨チェックシート ※所定用紙あり(大学事務担当者様にご準備をお願い致します)

【大学事務担当者様へ】

学生からの提出書類の取り纏め、申請書類データのご作成、提出、選考中・選考後の財団との やりとり等にご協力いただきたく存じます。

- ・応募書類は、基本的には PDF データのみを受付します。原本の提出は不要です。
- ・応募書類データは全て A4 サイズとします、**7.①~**⑨の資料を上から順番に並べて1つの PDF データを作成してください。学生の顔写真添付のシートは、カラーとします。
- ・学生より厳封で提出の③指導員推薦書は開封をしてデータ化してください。
- ・PDF ファイルサイズは、応募者ひとりにつき 5MB 以内に収まるよう作成してください。
- ・取り纏めいただいた後、記憶媒体(ディスク、USB)にデータを入れて財団へ送付してください。なお送付頂いた記憶媒体は、ご返却致しかねます、ご了承ください。
- ・応募書類データは、次の規則に従ってデータ名(半角カタカナ)をつけてください。 例: ギョウムダイガク_ギョウムタロウ(ダイガクメイ+半角アンダーバー_+オウボシャシメイ)
- ・データの破損や解像度が低く読めない文字が無いよう、送付前には十分にご確認ください。以上ご確認の上、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

8. 選考及び結果発表

【第一回募集】

- ・第一次選考(書類審査) 選考結果は2022年3月中旬までに在籍大学宛にメール通知します。
- ・第二次選考(面接審査) ※面接免除やもしくは課題審査に変更する可能性あり 面接審査は次のいずれか1日に兵庫県またはオンラインにて実施します。 2022年3月28日(月)~3月31日(木)

【第二回募集】

- ・第一次選考(書類審査) 選考結果は 2022 年 9 月中旬までに在籍大学宛に通知します。
- ・第二次選考(面接審査)※面接免除やもしくは課題審査に変更する可能性あり 面接審査は次のいずれか1日に兵庫県またはオンラインにて実施します。 2022年9月20日(火)・9月22日(木)

9. 報告書

支援終了から4ヶ月以内に、学習に関する報告書(様式指定)を在籍する大学へ提出して頂きます。提出いただいた報告書については、財団ホームページで公表させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

- ※成績証明等の関係で提出書類が揃わない場合は、揃い次第速やかにご提出ください。
- ※大学事務担当者様は、奨学生からの報告書を取り纏めいただき、PDF データ化して記憶 媒体に入れて郵送してください。お送りいただいた記憶媒体はご返却致しかねます。ご 了承ください。
- ※ファイル名は以下の例にならってつけてください。

例:000_報告書_ギョウムダイガク_ギョウムタロウ(財団指定番号_届の名前_ダイガクメイ_オウボシャシメイ) ※何ら理由なく報告書の提出が無い場合、支給した奨学金の返金を求める場合があります。

10.各種申請書類

財団のホームページからダウンロードして利用ください。

URL: http://www.kobebussan.or.jp/overseas.html

11. 留意事項

- (1) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。
 - ① 申請書類に虚偽があった場合。
 - ② 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。
 - ③ 指導教員から修学の継続が不適当とされた場合。
 - ④ 学業成績が不良の場合。
 - ⑤ 留学先において休学・転学する場合。
 - ⑥ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
 - ⑦ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。
 - ⑧ 報告書の提出が無い場合。
 - ⑨ 留学期間途中で在籍大学を退学した場合。
- (2) 選考を通過した時点で、在籍する大学の留学生担当課宛に「内定通知書」をメールにてお送り致します。

その後、留学先大学の「受入許可証(ACCEPTANCE LETTER)」の写し・アカデミックカレンダー・大学事務担当者様ご作成の「期間確認書」を財団にご提出頂いた時点をもって正式決定とし、財団より在籍する大学の留学生担当課宛に「決定通知書」をメー

ルにてお送り致します。

留学開始日までに上記「受入許可証(ACCEPTANCE LETTER)」の写しをご提出頂けない場合は内定を取り消すことになりますので、ご注意ください。

- (3) 申請書に記載のない大学への変更については、原則認めません。
- (4) 留学終了後の成績通知及び語学検定等試験の結果のご提出をお願いする場合があります。

12. その他の事項

- ・締切日を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類は受理しません。
- ・申請書類は記入漏れのないよう作成してください。不備がある場合は審査の対象とならな い場合があります。

13. 個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた個人情報につきましては、本事業実施のために利用致します。大学・在外公館・ 行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用致しません。ま た、目的の終了後適切な時期に廃棄します。

ご不明な点、ご質問などがございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

※本件にかかる照会については、大学事務担当者様から問い合わせ願います。

大学事務担当者様以外からの照会につきましては回答致しませんのでご留意ください。

«応募資料送付先及び問い合わせ先»

〒675-0063 兵庫県加古川市加古川町平野 125番1

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団

TEL: 079-457-5075 FAX: 079-457-5002

E-mail: info@kobebussan.or.jp

学生から財団へ直接の問い合わせは受付しておりません。

在籍大学留学窓口を経由してご連絡くださいますようお願い申し上げます。